

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.186

〔共通〕 問1 一般的に行政庁の処分又は当該処分についての審査請求に対する裁決があった場合、行政事件訴訟法において、処分若しくは裁決があったことを知った日から6か月又は処分若しくは裁決の日から1年を経過したときは、当該処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができないとされている。これに対して消防法においては特例が設けられ、消防法令に基づく処分の中には、処分又は当該処分についての審査請求に対する裁決を受けた日から30日を経過したときは、当該処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができないとされているものがある。次のうち、当該処分に該当するものとして消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、いずれの場合も「正当な理由があるとき」には該当しないものとする。

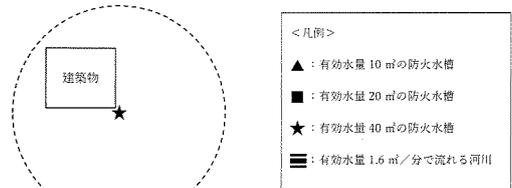
- (1) 消防法第3条第1項の規定に基づき、消防吏員が屋外において火災の予防に危険であると認める行為者に対して行った喫煙、たき火その他これらに類する行為の禁止命令
- (2) 消防法第4条の規定に基づき、消防署長が火災の予防のために必要があるときに防火対象物の関係者に対して行った資料の提出命令
- (3) 消防法第5条の3第1項の規定に基づき、消防吏員が避難に支障になると認める物件がある防火対象物の関係者に対して行った放置され、又はみだりに存置された物件の除去命令
- (4) 消防法第17条の4第1項の規定に基づき、消防署長が防火対象物の関係者に対して行った消防用設備等の設置命令

〔消防用設備等〕 問1 自主表示対象機械器具等に係る制度に関する次の説明文のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

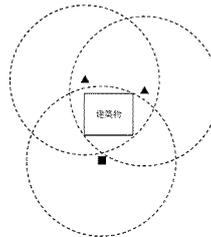
- (1) 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、総務省令で定めるところにより、自主表示対象機械器具等に関する検査に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。
- (2) 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、自主表示対象機械器具等の検査を行い、当該技術上の規格に適合するものである旨の表示を付そうとするときは、あらかじめ、総務大臣に当該自主表示対象機械器具等の型式に係る形状等が当該技術上の規格に適合している旨の承認を受けなければならない。
- (3) 自主表示対象機械器具等は、当該技術上の規格に適合するものである旨の表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列することができないだけでなく、自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備にあつては、その設置、変更又は修理の請負に係る工事にも使用できない。
- (4) エアゾール式簡易消火具は、特殊消防用設備等の部分に該当するもの、輸出されるもの（輸出されるものであることについて総務省令で定めるところにより総務大臣の承認を受けたものに限る。）又は船舶安全法若しくは航空法の規定に基づく検査若しくは試験に合格したものを除き、自主表示対象機械器具等に該当する。

〔消防用設備等〕 問2 有効水量40㎡以上の消防用水の設置が義務付けられている建築物における消防用水の設置方法として、消防法令上適切でないものを次のうちから1つ選べ。ただし、図中の記号は以下の〈凡例〉のとおりとし、点線円は防火水槽又は河川の吸管投入部分（防火水槽にあつては適当な大きさの吸管投入孔が設けられている。以下同じ。）を中心とした半径100mの円を表し、防火水槽又は河川の吸管投入部分において消防ポンプ自動車が2m以内に接近して凡例記載の有効水量を吸い上げることができる深さを有するものとする。

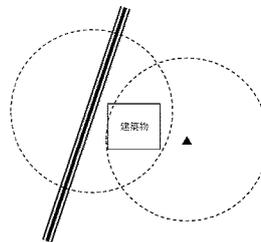
(1)



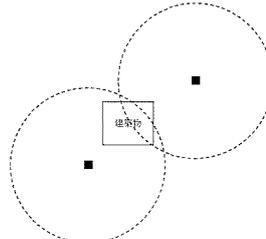
(2)



(3)



(4)



〔防火査察〕 問1 消防法（以下「法」という。）第9条等に規定されている火を使用する設備、器具等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 火を使用する設備、器具等に対する規制は、市場アクセスの一層の改善を図り、国際的な整合性を確保するため、これらの事項について全国的に統一的な基準を設ける必要性があ

問3 答 (1)、(4)

解説 (1) × 心停止の判断は、正常な呼吸の有無と、頸動脈等（乳児は上腕動脈等）における確実な脈拍の有無により、10秒以上をかけずに行う。

(2) ○

(3) ○

(4) × 妊娠後半（概ね妊娠20週以降）の母体に対する心肺蘇生法実施時には、用手的子宮左方移動の併用を考慮するが、あくまでも有効な胸骨圧迫に付随して行われるものであるため、胸骨圧迫の中断や遅延につながることはないよう、人員が充足している場合に考慮する。

(5) ○

〔救助〕

問1 答 ③

解説 正：消防庁長官

〔石油コンビナート〕

問1 答 (5)

解説 石油コンビナート等災害防止法第2条第1号参照。

〔無線法規〕

問1 答 (3)

解説 (3) 「電波法第17条第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。」と規定されている。

〔国民保護〕

問1 答 (1)

解説 国民保護法第94条参照。

〔警防〕

問1 答 (1)

解説 防災センターでの状況把握は、建物の防災施設及び消防用設備等の状況が主であり、逃げ遅れ者については居住者、勤務者等の関係者からの聞き込みなど、多角的な情報収集を迅速に行う必要がある。

消防司令問題解答

〔消防法規〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防警戒区域のため、誤り。
(2) 調査でも4条が準用されるため、誤り。
(3) 必要なため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 厚労省等も調査するため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (4)

解説 (1) 緊急対処事態の説明のため、誤り。
(2) 想定するため、誤り。
(3) 消防庁の送信設備を経由するため、誤り。

(4) 正しい。

(5) 該当するため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (3)

解説 (1) 憲法のため、誤り。
(2) 必要なため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 制定できるため、誤り。
(5) 条例事項のため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 廊下や出入口等に濃煙熱気が充満している場合は、フォグ、ストレートの2筒先を1組とし、フォグ注水による排煙、排熱の支援のもと、ストレート注水により火勢を制圧する。

〔救急〕

問1 答 (1)、(4)

解説 (1) 事後検証を通じた教育もある。改訂第10版救急救命士標準テキスト271頁参照。
(4) 就業前研修であっても、救命士の病院実習は幅広く学ぶことが必要であり、病態観察・手術室見学が不要になることはない。改訂第10版救急救命士標準テキスト273頁参照。

問2 答 (4)、(5)

解説 (4) 2年ごとに講習を受けること
(5) 緊急性のない者が対象であり、緊急に医療機関に搬送する場合は消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。
※患者等搬送事業指導基準等の一部改正について（平成29年12月22日付 消防救第216号 消防庁救急企画室長）

問3 答 (1)、(2)

解説 (1) × 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導については、応急手当指導員がこれにあたる。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱6(1)参照。
(2) × 応急手当指導員の認定については、資格認定日から3年で失効するものとする。応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱10参照。
(3) ○ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱15参照。
(4) ○ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱11(3)参照。
(5) ○ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱別表2参照。

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 消防法第6条第1項。行政庁の処分について、裁判所に対して取消しの訴えを行う手続きは行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）に規定されており、出訴期

間は、同法第14条第1項又は第2項において、正当な理由があるときを除き、「処分又は（当該処分についての審査請求に対する）裁決があったことを知った日から6カ月を経過したとき」又は「処分又は（当該処分についての審査請求に対する）裁決の日から1年を経過したとき」は、取消しの訴えを提起することができないとされている。ただし、消防法第6条第1項において、同法第5条第1項、第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による命令又はその命令についての審査請求に対する裁決について取消しを訴える場合は、防火対象物に対する係争事件の速やかな解決を期するため、当該期間について行政事件訴訟法の特例を設け、その命令又は裁決を受けた日から30日を経過したときは取消しの訴えを提起することができないとされている（逐条解説消防法第三版93頁参照）。このことから、(3)が正しい選択肢となる。

なお、消防法第5条第1項、第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による命令については、同法第5条の4において、行政庁に対して当該処分の審査請求を行う場合の期間にも行政不服審査法（昭和37年法律160号）第18条第1項の特例が定められており、これに関する設問を本誌令和5年9月号に掲載しているので、併せて確認されたい。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 自主表示対象機械器具等は、検定対象機械器具等以外の消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能を有しない時は火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれがあるものであって、政令で定めるものとされている。なお、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出されたこと等を踏まえ、消防法令が改正され、検定対象機械器具等や自主表示対象機械器具等の対象品目や手続き等が大幅に見直されている（「消防法の一部を改正する法律の概説」（平成24年8月消防の動き496号特報1）参照）。

- (1) 消防法第21条の16の3第3項の規定のとおりであり、正しい。なお、本項は、先述の見直しの一環として、検定対象機械器具等の品目の一部を自主表示対象機械器具等の品目に移行する予定であること（後述）を見据えて、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保を行うために、平成24年6月の消防法の一部改正により追加されたものである（「消防法の一部を改正する法律の公布について」（平成24年6月27日付 消防予第253号）、「消防法の一部を改正する法律の概説」（平成24年8月消防の動き496号特報1）参照）。
- (2) 消防法第21条の16の4第1項の規定では、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者の氏名や住所、当該自主表示対象器具等の種類等を総務大臣に届け出をしなければならないとされているが、当該自主表示対象機械器具等の型式に係る形状等が当該技術上の規格に適合している旨の承認は求められていないので誤り。
- (3) 消防法第21条の16の2の規定のとおりであり、正

しい。

- (4) 消防法施行令第41条の規定のとおりであり、正しい。従来、同条において「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」の2品目が自主表示対象機械器具等に指定されていたが、先述の見直しの一環として行われた平成25年3月の消防法施行令の一部改正により、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」が自主対象機械器具等に移行するとともに、「エアゾール簡易消火具」が新たに追加された（「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成25年3月27日付消防予第120号消防危第46号）参照）。

問2 答 (2)

- 解説** (1) 消防法施行令第27条第3項第2号。有効水量40㎡の防火水槽が、建築物の各部分から水平距離が100m以下となるように設けられていることから、正しい。
- (2) 消防法施行令第27条第3項第2号。1個の消防用水の有効水量は、20㎡未満のものであってはならないとされていることから、有効水量10㎡の防火水槽は消防用水とは認められないため、本選択肢の有効水量は20㎡の防火水槽のみとなり、40㎡を下回っていることから誤り。
- (3) 消防法施行令第27条第2項第1号及び第2号。消防用水が流水を利用するものであるときは、0.8㎡/分の流量を20㎡の水量に換算するとされていることから、有効水量1.6㎡/分で流れる河川については、有効水量40㎡に換算することとなる。そのため、先述のとおり、有効水量10㎡の防火水槽は消防用水とは認められないが、河川のみで有効水量40㎡を確保でき、建築物の各部分から水平距離が100m以下となるように設けられているため、正しい。
- (4) 消防法施行令第27条第2項第2号。2つの有効水量20㎡の防火水槽があり、建築物の各部分からいずれか一方の防火水槽までの水平距離が100メートル以下となるように設けられていることから、正しい。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説** (1) 逐条解説消防法により適当。
- (2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）により、急速充電設備について、全出力の上限が撤廃されたので、適当。
- (3) 逐条解説消防法により適当。
- (4) 逐条解説消防法により、法第9条に基づく条例の規定に違反した者に対する罰則を当該条例で定めることはできないと解されるので、不適当。これは、法第46条が、法第9条の4に基づく条例に一定の罰則を設けることができる旨を規定しているにもかかわらず、法第9条に基づく条例については何ら触れるところがないことなどによる。